

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 1 回 滋賀県精密・電気機械器具製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 9 月 27 日 (水) 9 時 27 分 ~ 11 時 55 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 木下康代 宗野隆俊          労働者代表委員 (定数 3 人) 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二          使用者代表委員 (定数 3 人) 小西哲也 田中秀康 西田保夫          事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、          辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官</p>
主要議題	滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・労使各側委員の主張概要          &lt;労働者側代表の主張&gt;          特定最低賃金は、セーフティネットである地域別最低賃金と異なり、当該産業の基幹的労働者に適用される最低賃金であることから、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。          精密・電気は第 5 次産業とも呼ばれ、これからの社会構造を見据え、新たな価値を見出すものである。          電気産業は、滋賀県内における主要産業であり、大手から中小まですそ野の広い産業である。          本産業は、他産業に比べ最低賃金が低い状況にあり、地賃を下回っており、早急に改善が必要である。          優秀な人材確保のためにも、ふさわしい賃金水準の改正が必要である。          今春闘は、すべての中闘組合で満額回答であり、昨年度は 1,500 円から 3,000 円であったものが、7,000 円と大幅な賃上げとなった。          申し出した組合の協定額の平均額を基に引き上げを提示する。</p> <p>&lt;使用者側代表の主張&gt;          地賃の引き上げ額は、今年度、967 円と過去最高の 40 円(4.31%)の引き上げ。          平成 28 年から令和 5 年の 8 年間で 203 円と大幅な引き上げとなっている。平成 27 年比で 26.6%の引き上げで、特賃との差が急激に縮小している。          特定の産業に特化した仕事ではなく、複合した仕事となっており、産業で区別することが難しい。</p>

地賃の大幅な引き上げにより、特賃の一定の役割を終える時期にきている。

地賃に引っ張られることなく、従来の考え方を踏襲し、真摯に議論していきたい。

賃上げについての理解はしている。春闘は、各企業の経営状況等を判断して、労使が決定しているものであって、特定(産業別)最低賃金の審議とは異なる。中小零細の状況も含めて判断する必要がある。

滋賀県の景況調査結果によると、令和5年の第1四半期の業況DIは1.7、令和4年が7.4、令和3年が27.9、令和2年が69.6とマイナスは続いているものの、改善はしてきている。大企業は28.6で中小企業は3.9で、大企業の改善が大きな要因となっており、中小企業は厳しい状況にある。

また、エネルギーや原材料の高騰の悪影響があると約95%が回答しているが、その対策としての販売価格への転嫁は、1~19%転嫁が最も多く、十分に転嫁できていない。その理由として、競合他社との価格競争のためとしている事業所が約半数であり、経営を圧迫している状況がある。

以上から、「賃金改定状況調査第4表」の賃金上昇率を基に算出した金額を提示する。

- ・ 本日は労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。
- ・ 次回は、専門部会(第2回) 令和5年10月12日(木) 9:30~